報 道 機 関 各 位

令和８年（2026 年）９月 28 日（月）配布

項　　目	「不正軽油防止強化月間」（１０／１～１０／３１）について
配付資料	不正軽油防止広報用リーフレット
内容	道では、毎年 10 月を「不正軽油防止強化月間」として、不正軽油を「作らない」・「売らない」・「買わない」・「使わない」を合い言葉に、次のような取組を実施し、不正軽油の一掃に努めています。 ・不正軽油とは、灯油やＡ重油を混ぜるなどして、軽油と称して流通しているものです。 ・不正軽油の製造・販売・使用は軽油引取税の脱税につながるとともに、適正な軽油流通の阻害、不正軽油の消費に伴う大気汚染の発生など、道民の健康と安全を脅かす重大な反社会的行為です。 記 １　主な事業内容 市町村広報誌、新聞、道ホームページでの広報や、路上抜取調査等の啓発活動を実施する予定です。 ２　情報提供の呼びかけ 不正軽油防止には、道民の皆さんからの情報提供が欠かせないことから、フリーダイヤル「不正軽油ストップ１１０番」を設置しています。 **◆「不正軽油ストップ１１０番」** **フリーアクセス　０８００－８００２－１１０** **◆「不正軽油ストップ１１０番」の通報フォームのＵＲＬ** https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=ZVnRWUOv **情報提供の例：「著しく安い価格の軽油を売り込んでいる業者がいる」** **「灯油や重油をトラックなどの燃料に使っているようだ」**
報道（取材）に当たって	
担当窓口	オホーツク総合振興局　　税務課長　南部　茂樹 （課税係長　伊藤　忠史） 電話番号：０１５２－４１－０６１１（直通） ＦＡＸ番号：０１５２－４４－６５９３

宣誓

不正軽油

私たちは関わらない

不正軽油は犯罪です 作らない 使わない 売らない 買わない

- **脱税** 悪質な脱税行為です
- **不正競争** 公正な市場競争を阻害します
- **環境汚染** 環境汚染の原因にもなります

Illegal diesel fuel is a crime.

不正軽油ストップ110番 FREE 0800-8002-110 又は右の二次元コードから

地方税共同機構／北海道不正軽油防止対策協議会

VEGETABLE OIL INK

不正軽油に関わる人は
すべて罰せられます!!

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら原材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所や設備・器具を提供した人なども重い罰則が適用されます。

不正軽油とは？

主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。
不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなっています。

燃料油の種類

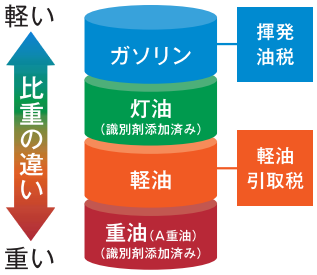

不正軽油の主なパターン

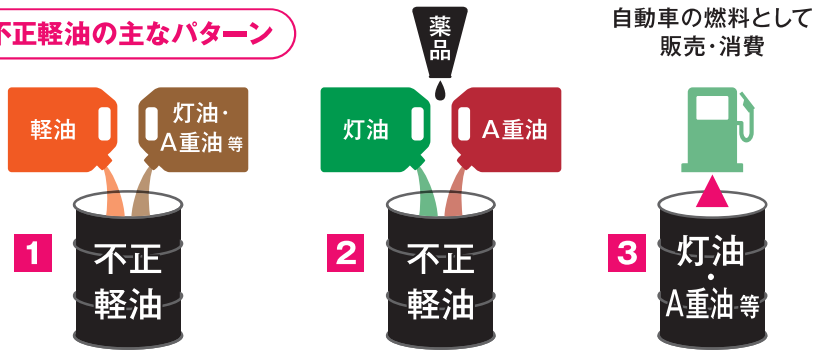

軽油引取税を脱税すると

軽油引取税を脱税すると、**10年以下の拘禁刑**あるいは**1,000万円以下の罰金**または**その両方**が科されます。なお、脱税額が1,000万円を超える場合は、**脱税相当額以下の罰金**が科されます。（地方税法第144条の41）

不正軽油を製造すると

知事の承認を受けないで軽油等を製造すると、**違反行為者には10年以下の拘禁刑**あるいは**1,000万円以下の罰金**または**その両方**が科されます。**法人には3億円以下の罰金**が科されます。（地方税法第144条の33）

不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると

不正軽油の製造に使用されると知って、原材料、薬品等を提供、運搬すると、**違反行為者には7年以下の拘禁刑**あるいは**700万円以下の罰金**または**その両方**が科されます。**法人には2億円以下の罰金**が科されます。
（地方税法第144条の33）

不正軽油を運搬・保管・取得等すると

不正軽油と知って運搬、保管、取得等すると、**違反行為者には3年以下の拘禁刑**あるいは**300万円以下の罰金**または**その両方**が科されます。**法人には1億円以下の罰金**が科されます。
（地方税法第144条の33）

検査を拒否すると

検査拒否等をすると、**違反行為者には1年以下の拘禁刑**あるいは**50万円以下の罰金**が科されます。**法人には50万円以下の罰金**が科されます。
（地方税法第144条の12）

拒否

不正軽油を使用すると

知事の承認を受けないで燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡、消費すると、**2年以下の拘禁刑**あるいは**100万円以下の罰金**が科されます。（地方税法第144条の33）

使用

不正軽油の製造に関与した人も納税義務を負う場合があります。（地方税法第144条の4）

不審な業者や施設などの情報もぜひお寄せください！

- 市価に比べて異常に価格が安い。
- 廃工場や空き倉庫などから油臭、刺激臭がする。
- 夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い。
- 不審な業者から、燃料の売り込みがある。

詳しくは
都道府県の税務担当課
または担当事務所に
お問い合わせください。